

現水循環基本計画の目次構成等

総論

1 水循環と我々の関わり	1
2 本計画の位置付けと対象期間	3
3 水循環の目指すべき姿	4
4 水循環をめぐる現状と課題	5
5 本計画において重点的に取り組む主な内容	11
(1) 流域マネジメントによる水循環イノベーション ～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～	
(2) 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現 ～気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応～	
(3) 次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承 ～健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献～	
6 本計画の構成	14

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

(→水循環基本法の第13条第2項第1号、項目は法第3条の各項に対応)

1 流域における総合的かつ一体的な管理	16
(流域連携の推進等)	
(地下水の適正な保全及び利用)	
2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進	19
(貯留・涵養機能の維持及び向上)	
(健全な水循環に関する教育の推進等)	

(水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施と科学技術の振興)

(水循環に関わる人材の育成)

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保	23
(安全で良質な水の確保)	
(水インフラの戦略的な維持管理・更新等)	
(水の効率的な利用と有効利用)	
(地球温暖化への対応)	
(危機的な渇水への対応)	
(災害への対応)	
4 水の利用における健全な水循環の維持	29
(水環境)	
(水循環と生態系)	
(水辺空間の保全、再生及び創出)	
(水文化の継承、再生及び創出)	
5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進	31
(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)	

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(→水循環基本法の第13条第2項第2号、項目は法第14～21条に対応)

1 流域連携の推進等・流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み	33
(1) 流域の範囲	
(2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方	
(3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定	
(4) 流域水循環計画の内容	

(5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価	
(6) 流域水循環計画策定・推進のための措置	
2 地下水の適正な保全及び利用	37
(1) 地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表及び保存	
(2) 地下水の適正な保全及び利用に関する協議会等の活用	
(3) 地下水の採取の制限その他の必要な措置	
3 貯留・涵養機能の維持及び向上	42
(1) 森林	
(2) 河川等	
(3) 農地	
(4) 都市	
4 水の適正かつ有効な利用の促進等	45
(1) 安定した水供給・排水の確保等	
(2) 災害への対応	
(3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等	
(4) 水の効率的な利用と有効利用	
(5) 水環境	
(6) 水循環と生態系	
(7) 水辺空間の保全、再生及び創出	
(8) 水文化の継承、再生及び創出	
(9) 地球温暖化への対応	
5 健全な水循環に関する教育の推進等	61
(1) 水循環に関する教育の推進	
(2) 水循環に関する普及啓発活動の推進	
6 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置	64
7 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施	66

(1) 流域における水循環の現状に関する調査	
(2) 気候変動による水循環への影響とそれに対する適応に関する調査	
8 科学技術の振興	68
9 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	71
(1) 国際連携	
(2) 国際協力	
(3) 水ビジネスの海外展開	
10 水循環に関わる人材の育成	76
(1) 産学官民が連携した人材育成と国際人的交流	

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(→水循環基本法の第13条第2項第3号に対応)

1 水循環に関する施策の効果的な実施	77
2 関係者の責務及び相互の連携・協力	77
3 政府が講じた水循環に関する施策の公表	78